

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

電子申請・電子媒体申請に関する照会先が変わりました

電子申請・電子媒体申請で利用する各種プログラムの操作方法に関する照会は、平成30年9月3日(月)から、「ねんきん加入者ダイヤル」で対応しています。電話番号や受付時間等は次のとおりです。

ねんきん加入者ダイヤル（電子申請・電子媒体申請照会窓口）	
電話番号	0570-007-123（ナビダイヤル） （050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913）
受付時間	月～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：00～午後5：00 ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6837-2913」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

厚生年金保険料等の徴収機関として、法令に基づく滞納整理を強化します

日本年金機構は、厚生年金保険料等の徴収機関として、公平かつ公正な財源の確保を図ることで、将来にわたって安定した年金制度を維持し、国民一人ひとりの年金権を守ることを使命としています。

この使命のもと、**滞納整理の強化を図ることを目的として、平成30年10月、国税徴収法等に基づく滞納処分業務を専門的に実施する部署（「特別徴収対策部」）を機構本部内に設置いたしました。**

この部署では、保険料の滞納が高額、長期化した事案について、より早期に滞納の解消を図るため、年金事務所から事案を移管し、**保険料等の自主的な納付が見込めない悪質なケースには、財産の差押え等の滞納処分を厳正に実施いたします。**

【参考】日本年金機構HPより抜粋（日本年金機構の取組み「滞納整理」）

厚生年金保険料等を納付期限までに納めていただけない事業所に対しては、督促状を送付するとともに、電話などによる納付督促を行います。督促状で指定した期限までに完納されない場合、滞納保険料等を回収するための滞納処分に入ります。なお、事業所の実情によっては、分割納付による完納を認め、早期に完納される場合は、指定した期限を過ぎても滞納処分は猶予されます。

報酬・賞与の区分が明確化されました

「報酬」及び「賞与」の区分は、保険料額及び年金額の計算の基礎となることから、正しく判別のうえ届出を行う必要があります。

今般、厚生労働省より通知が発出され、「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」の区分について、諸規定又は賃金台帳等から、二以上の異なる性質を有する手当等であることが明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるもの毎に判別すること等の取扱いが明確化されました。

この取扱いは、平成31年1月4日から適用されますので、詳細は日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service